

基勞補発 0406 第 1 号  
平成 24 年 4 月 6 日

都道府県労働局労働基準部  
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局  
労災補償部補償課長

### 労災精神障害専門調査員を活用した相談業務の推進等について

労災精神障害専門調査員（以下「調査員」という。）については、本日付で「労災精神障害専門調査員の配置について」により指示されたが、精神障害に関する保険給付等についての相談業務及び精神障害を有する者からの聴取等を適切に行うため、下記により、調査員の効果的な活用を図られたい。

特にセクシュアルハラスメントが原因で精神障害を発病したとして労災請求がなされた事案（以下「セクシュアルハラスメント事案」という。）については、相談又は請求する者の意向に応じ、調査員による対応が確保されるよう留意されたい。

### 記

#### 1 相談体制の整備等について

##### (1) 調査員の配置等

セクシュアルハラスメント事案等の精神障害の労災請求についての相談が円滑に行われるよう、各都道府県労働局に調査員を配置するとともに、可能な限り相談を適切に行える環境を整えること。

##### (2) 相談日の設定

開庁日及び開庁時間の中で各都道府県労働局の管内事情に応じて決定することとするが、例えば、一定の期日や曜日等、定期的な相談日を定める等により、相談に来庁する者が相談日を容易に理解でき、また、相談を適切に行いやすいものとする。

##### (3) 相談実施場所等の周知

相談の実施場所、相談日、相談事項等については、貴局管内の関係団体や、地方公共団体広報誌への掲載依頼を行うとともに、都道府県労働局のホームページを通じ周知すること。

また、都道府県労働局長の定例記者会見など、様々な機会を活用されたい。

#### 2 労働基準監督署における相談及び聴取について

セクシュアルハラスメント事案等の精神障害事案について、労働基準監督署において相談対応や請求人からの聴取を実施する場合には、本人の希望や署の依頼に応じて、調査員が都道府県労働局から当該署に出張して対応すること。